

鳴子地域福祉事業所「小規模多機能型居宅介護事業所 玉ちゃんの家」

小規模多機能型居宅介護事業・運営規定

第1条（事業の目的）

指定小規模多機能居宅介護は、利用者の居宅において、またはサービスの拠点に通い、もしくは短期間宿泊することにより、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じて、その居宅並びに住み慣れた地域の中で自立した生活を営むことができるよう資することを目的とする。

第2条（運営方針）

1. 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者、各保険医療機関、関係市町村地域の保険、医療、福祉サービス事業者等との連携を図り、協力と理解のもとに総合的なサービスの提供に努めるものとする。
2. サービスの提供にあたっては、当事業所の介護支援専門員が開催するサービス担当者会議等を通じ、利用者の心身の状況、その置かれている環境、その他の保険医療サービス、福祉サービスなどの利用状況等の把握に努める。
3. 利用者の健康管理を適切に行うため、主治医との密接な連携に務める。
4. 利用者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう目標を設定し、利用者が家庭的な環境の下で、それぞれ役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮し、計画的にサービスの提供を行うものとする。
5. サービスの提供にあたっては、利用者一人一人の人格を尊重して親切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対して、提供するサービスの内容、方法等について理解しやすいように説明し同意を得るものとする。
6. 当事業所における利用者の食事、その他の家事などについて可能な限り、利用者と従事者が共同して行うものとする。
7. 利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
8. 緊急の事態にも柔軟に対応できる体制を整備する。

第3条（事業所の名所及び所在地）

1. 事業所の名所 小規模多機能型居宅介護事業所 玉ちゃんの家
2. 事業所の住所 大崎市鳴子温泉字町下15番地1

第4条（従業者の職種、員数及び職務内容）

介護保険法による「指定地域密着型サービスの事業の員数、設備及び運営に関する基準」を尊守し、次の従事者（職員）を配置する。従事者は介護保険法の定める小規模多機能型居宅介護の運営基準に示された職務を行う。

1. 管理者 1人

所属職員の指導、監督し関係機関との連携を図る。設備や備品の衛生管理を図り、併せて緊急時の対応など適切に事業を実施できるよう総括する。

2. 介護支援専門員 1人

介護支援専門員の資格を有するもの。
利用者の日々の様態、希望などを勘案し、居宅介護計画の作成、変更などを行う。
地域包括センター等各関係機関との連携を行う。

3. 看護職員 2人以上

看護師の資格を有するもの。
健康把握を行うことにより、健康状態を掌握するとともにかかりつけ医等の関係機関との連携を行う。日常生活を営むのに必要な機能減退を防止するための訓練に当る。

4. 介護職員 3人以上

利用者の心身の状況等を的確に把握し、日常生活上の世話、支援を行う。

第5条（営業日及び営業時間）

1. 営業日 365日

2. 営業時間 24時間

- | | |
|------------|---|
| (1) 通いサービス | 午前9時から午後4時まで |
| | 但し、利用時間については延長利用など利用者の希望や必要に応じて柔軟に対応する。 |
| (2) 宿泊サービス | 午後4時から午前9時まで |
| (3) 訪問サービス | 24時間 |

第6条（利用者の定員）

登録定員及び利用定員を次のとおりとする。

- | | |
|-----------|--------|
| 1. 登録定員 | 25人 以内 |
| 2. 通いサービス | 15人 以内 |
| 3. 宿泊サービス | 9人 以内 |

第7条（サービスの内容）

提供する小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護の内容は次の通りとする。

1. 身体介護に関すること。
食事の提供と介護、衣類着脱の介護、入浴の介護、排泄の介護、機能訓練に関する介護、整容、レクリエーションなど。
2. 送迎
3. 相談、援助に関すること。
健康管理に関する相談、助言、その他必要な相談、助言。
4. 日常生活支援
地域社会との交流のほか、調理、洗濯、掃除、買物などについて利用者と共にを行うことにより自立した生活の維持、継続を支援する。

第8条（利用料その他の費用の額）

利用者が負担する費用は、介護保険法の法定自己負担分とその他の費用の合計額とする。

1. 法定費用は、小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護の自己負担分とする。（1割負担・2割負担又は、3割負担）
 2. 宿泊サービスを利用する場合の居室料は1泊1,500円とする。
(但し、登録利用者以外の宿泊料は1泊4,000円とする)
 3. 食費 朝食300円 昼食600円（おやつ代含） 夕食500円 3食1,400円
 4. 日常生活費 1日：100円（オムツなどは実費となります）
 5. 私物持込料 テレビ（滞在日：50円） 電気毛布（夜間：50円）
- これらの費用徴収にあたっては、あらかじめ利用者及びその家族に対して説明を行い同意を得るものとする。

第9条（通常の事業の実施地域）

大崎市玉造包括支援センター圏域

第10条（サービス利用にあたっての留意事項）

サービスの利用にあたり、利用者は次の事項に留意しなければならない。

1. 緊急災害時等には、担当職員の指示に従っていただく場合があること。
2. 担当職員の指示に従わないなど施設の秩序を乱した場合は、ご利用をお断りすること。
3. 健康チェックの結果により、サービス内容を変更する場合があること。
4. 指定の物品について持参すること。

- 持参した物品について、紛失しないよう氏名を記載するなどして注意すること。

第11条(衛生管理等)

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

第12条(緊急時における対応方法)

事業所は緊急時には次の対応を取ることとする。

- サービスの利用中に利用者の病状、状態に急変、その他の緊急事態が生じた時は速やかに主治医、家族に連絡し適切な処置を行うものとする。
- 主治医に対する連絡が困難な場合には、緊急搬送等の処置を講じることとし、処置したことを速やかに主治医、家族に報告する。
- 協力医療機関
 - 大崎市民病院 鳴子温泉分院
大崎市鳴子温泉字末沢1番地 TEL 0229-82-2311
 - 医療法人社団 トラスト行ヶル 阿部歯科医院
大崎市鳴子温泉字馬場73-2 TEL 0229-83-3748

第13条(非常災害対策)

事業所は、火災その他の防災対策について消防計画を策定し、計画的な防災訓練と設備改善を図り、利用者の安全と万全を期さなければならない。

- 前項について年2回の避難訓練を実施することとし、適宜必要な避難訓練を行うものとする。

第14条(苦情処理)

指定小規模多機能居宅介護の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 事業所は、提供した指指定小規模多機能居宅介護に關し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から

- 指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定小規模多機能居宅介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

第15条（虐待防止に関する事項）

- 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第16条（地域との連携）

- 事業所はサービスの提供にあたって、利用者、利用者の家族、大崎市の職員又は区域の地域包括支援センターの職員、地域住民の代表者等により構成される運営推進会議を設置し、定期的に活動状況を報告するとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞き、サービス内容の改善に資さなければならない。
2. 前項の運営推進会議については、2ヶ月に1回開催するものとする。

第17条（業務継続計画の策定等）

- 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定小規模多機能居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第18条（身体拘束について）

サービス提供にあたり、利用者の生命または身体を保護するため、または他利用者への危害の可能性等緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束や行動の制限（以下「身体拘束等」という）はしない。

- 2 やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況及び緊急やむを得ないとき、その理由を記録する。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催(3ヶ月に1回)及び開催結果の従業者への周知徹底
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - (3) 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

第19条（その他運営にあたっての重要事項）

事業所は、全ての小規模多機能居宅介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、事業の実施にあたっては、社会的使命を十分に認識し、職員の資質向上を図るため研究、研修の機会を設け、適切かつ効率的なサービスが提供できるよう、諸条件の設備を図る。

なお、研修は次の通り行うものとする。

- ① 採用時研修 採用後3ヶ月以内に実施
- ② 繼続研修 年2回
- ③ その他外部研修 隨時

1. 職員は、業務上知りえた秘密の保持を厳守するとともに、その旨を定めた契約書を管理者に提出しなければならない。また、職員の雇用関係が終了した後も、これらの秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
2. 事業所は、指定小規模多機能居宅介護に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
3. 事業所の責任において当該職員の知りえた秘密の保持を厳守することとする。
4. 事業所は、職員の清潔保持及び健康状態について管理を行うとともに、その設備、備品について衛生的な管理を行う。

付則

この規定は、平成24年 3月 24日より施行する。

この規定は、平成27年 4月 1日より施行する。

この規定は、平成27年 8月 1日より施行する。

この規定は、平成27年 9月 1日より施行する。

この規則は、令和2年 4月 1日より施行する。

この規則は、令和4年 4月 1日より施行する。

この規則は、令和5年 4月 1日より施行する。

この規則は、令和6年 4月 1日より施行する。

